

# お知らせ

## パート III

凡例 曜日 会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ HP ホームページ メールアドレス その他 携帯帯電話

### 国 保・年金

#### 保険証の記載内容の変更

市内での住所変更、世帯主変更をする場合は、国民健康保険加入者全員の保険証を持参してください。また、保険証を紛失、破損した場合は、保険証の再交付申請を行ってください。

その際は、必ず本人を確認できるもの(運転免許証・パスポートなど)と認め印を持参してください。

※国民健康保険の手続きは、本庁・印旛支所・本笠支所のみとなります。  
国民健康保険被保険者証と国民健康保険被保険者証(加入者一人に)

#### 各種保険証は届いていますか

8月1日から使用する後期高齢者医療被保険者証と国民健康保険被保険者証(加入者一人に)

### 9月2日(月)は 国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料・ 介護保険料の納期限

9月2日(月)は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の第2期納期限です。納め忘れのないようお願いします。口座振替をご利用の方は、残高不足のないようご確認ください。

納付が困難な場合は、そのままにせず下記窓口にて納付相談をしてください。

#### 【保険税(料)が未納の場合】

保険税(料)を未納のままにすると、各保険サービスを利用する際に制限を受ける場合があります。

国民健康保険税について 国民健康保険税納付班(☎内線 281~284)。  
後期高齢者医療保険料について 国民健康保険高齢者医療年金班(☎内線 288・299)。  
介護保険料について 介護福祉課介護保険班(☎内線 277)。

ついで1枚のカード)を、ご本人(国保は世帯主)あてに簡易書留郵便で送付しましたが、不在により返送されているものがあります。

また、受け取っていない人は、左記まで連絡し、本人を確認できるもの(運転免許証・パスポートなど)を持参し、窓口までお越しください。

【後期高齢者医療被保険者証】国民健康保険被保険者証(☎内線 289)。  
【国民健康保険被保険者証】国民健康保険被保険者証(☎内線 285~287)。

国民健康保険に1年以上加入している40歳以上で、左記の要件を満たしている人は、事前申請することで検査費用の2分の1の額が助成されます。

要件: ①国民健康保険税を

#### 国民健康保険人間ドック・脳ドック検査助成の申請

国民健康保険に1年以上加入している40歳以上で、左記の要件を満たしている人は、事前申請することで検査費用の2分の1の額が助成されます。

完納している②人間ドック受検者は、当該年度に特定健康診査を受診していません。

●限度額: 【人間ドック】30,000円。【脳ドック】20,000円。

申請の方法は、被保険者証・印鑑を持参し、国民健康保険高齢者医療年金班または印旛支所・本笠支所の市民福祉課の窓口で申請してください(郵送可)。

国民年金の第1号被保険者で海外へ転出する人へ  
国民年金の第1号被保険者(自営業や学生の人など)が海外へ転出する場合は届け出が必要で、海外転出した場合、国民年金第1号被保険者の資格が喪失されますが、日本国籍の人であれば、国民年金の任意で加入することができます。

任意加入を希望する人は、転出される時に手続きをお願いいたします。  
国民健康保険被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用を助成しています。

後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用を助成しています。

市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者。  
※次のいずれかに該当する人は対象となりません。  
①後期高齢者医療保険料を滞納している人。  
②市で実施する健康診査を受診した人(脳ドックのみの検査は対象となります)。

③人間ドック: 検査費用の2分の1(30,000円限度)。  
④脳ドック: 検査費用の2分の1(20,000円限度)。  
⑤検査医療機関に予約をしたら、検査を受ける一週間前までに申請してください(申請書は市ホームページまたは市国民健康保険・印旛支所・本笠支所にあります)。

受検後の申請では、検査費用の助成は受けられません。

### 都市

#### 印西市被災者住宅再建資金 利子補給金制度

市では千葉県と共に、東北地方太平洋沖地震の被災者が住宅再建のために一定額の資金を金融機関から借り入れた場合、その利子の一部を利子支払い開始日から5年間補給する補助金制度の運用を行ってきました。

市では引き続き制度を運用してまいりますのでご利用ください。  
利子補給の対象となる建物や申込者については条件があり、また申込みや融資実行に期限がありますのでご注意ください。  
国民健康保険被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用を助成しています。

マンション管理組合  
セミナー・相談会  
マンション管理士が管理組合活動に役立つセミナー、マンション管理組合のご相談を受ける個別相談会を無料で行います。

マンション管理士が管理組合活動に役立つセミナー、マンション管理組合のご相談を受ける個別相談会を無料で行います。

マンション管理士が管理組合活動に役立つセミナー、マンション管理組合のご相談を受ける個別相談会を無料で行います。

マンション管理士が管理組合活動に役立つセミナー、マンション管理組合のご相談を受ける個別相談会を無料で行います。

マンション管理士が管理組合活動に役立つセミナー、マンション管理組合のご相談を受ける個別相談会を無料で行います。

#### 住民基本台帳カードの有効期間を確認してください

住民基本台帳カード(以下、住基カード)は、平成15年8月25日から交付が開始されました。

また、住基カードの有効期間は、発行の日から10年間で、このようなことから、今年8月25日以降に10年の有効期間を満了する住基カードは、自動的に廃止処理がされるので、お手持ちの住基カードの有効期間を確認してください。

なお、有効期間内であっても、期間満了日まで残り3月未満となった時は、新たな住基カードの申請が可能です。申請の際には、現在の住基カードと引き換えに新たな住基カードをお渡しします。

新たな住基カードを希望する人の申請については次のとおりとなります。

【必要なもの】  
①有効期間の満了した住基カード、または有効期間満了日まで3月未満

満の住基カード  
②有効期間を満了した人は、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付の証明書(有効期限内のもの)。

③有効期間満了日まで3月未満の人で、写真なしの住基カードを所有している人は、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付の証明書(有効期限内のもの)。

④写真付き住基カードを希望の場合は、写真1枚(上半身、無帽、正面、無背景で、6カ月以内に撮影したもの。縦4.5cm×横3.5cm)

【手数料】  
500円。なお、運転免許証などの官公署が発行した顔写真付きの証明書を持っていない人は、事前にご相談ください。

国民健康保険被保険者証(☎内線 285~287)。  
国民健康保険被保険者証(☎内線 285~287)。

#### 防災行政無線無料テレホンサービス

防災行政無線から放送された内容を確認するためのテレホンサービス(フリーアクセス)を無料で聞くことができます。放送内容が分からなかったときや、もう一度聴きたいときは、

☎ 0800-800-0864

をご利用ください。操作方法の説明は、メッセージで確認できます。※これまでの防災行政無線テレホンサービス(☎@ 2900)を利用した場合、通話料は利用者負担となります。

#### 防災メール

市では災害時などの情報伝達手段として、携帯電話やパソコンへのメール配信サービス「印西市緊急情報発信システム」を実施しています。このメール配信サービスは、どなたでも利用することができますが、あらかじめ『利用者登録』が必要になります。

なお、登録は無料ですが、『利用者登録』および『登録解除』の際の通話料、メールの受信、WEB閲覧にかかる費用は、利用者の負担になります。

#### 【防災メール『利用者登録』手順】

利用する通信機器から下のアドレスに「空」メールを送信してください。

b@inz.171k.jp



QRコードも  
利用可です

※詳細については、市ホームページ (http://www.city.inzai.chiba.jp) および市防災ホームページ (http://bousai.city.inzai.lg.jp) に掲載。

防災課防災班(☎内線 454)。